News Release

2026年11月24日
JCOM株式会社

令和8年11月20日からの大雪に伴う支援について

令和8年11月20日からの大雪により被災・避難された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

JCOM株式会社（J:COM、本社：東京都港区、代表取締役社長：岩木　陽一）とグループ各社は、災害救助法が適用された地域のお客さまを対象に、以下の支援措置を実施します。

＜対象者＞

災害救助法が適用された地域にお住まいで2026年12月20日までにお申し出のあったお客さま

【災害救助法適用地域】

（福島県）
耶麻郡北塩原村、耶麻郡猪苗代町

今後、災害救助法の適用地域が追加された場合、同様の措置を拡大します。
災害救助法の適用地域の最新情報は、防災庁のホームページでご確認ください。

【支援内容　J:COMをご利用のお客さま】

(1)　J:COMが提供するケーブルテレビサービス、ケーブルインターネットサービス、ケーブル電話サービスの基本料金等の取り扱い
避難指示等によってサービスをご利用できなかったお客さまに対して、お客さまからのご申告により、利用できなかった期間[*1]の基本料金等を減免します。

(2)　基本料金等の支払期限の延長
被災されたお客さま（請求書払いの方に限る）[*2]よりお申し出があった場合、基本料金等の支払期限を一定期間延長します。

(3)　当社機器の修理・交換等費用の取り扱い
被災により当社機器の修理・交換等が必要となったお客さまに対して、修理・交換等に要する費用を減免します。

(4)　移転工事費の取扱い
被災による避難により仮住居への移転工事が必要であるお客さまに対して、工事費用を無料とします。

(5)　J:COM MOBILE、J:COM WiMAXの基本料金等の取り扱い
被災されたお客さま（請求書払いの方に限る）[*2]よりお申し出があった場合、基本料金等の支払期限を一定期間延長します。

(6) 当社よりご購入いただいたスマートフォン・タブレット本体の修理・交換等費用の取り扱い

被災により当社からご購入いただきましたスマートフォン[*3]・タブレット本体の修理・交換等が必要となったお客さま[*4]に対して、修理・交換等に要する費用を一部軽減します。

(7) J:COMでんき、J:COM電力の基本料金の取り扱い

被災により「J:COMでんき 家庭用コース」「J:COMでんき 共用部コース」「J:COM電力 家庭用コース」「J:COM電力 共用部コース」「J:COM電力 マンション一括コース」を全くご利用できなかった場合に、お客さまからのご申告により、その期間[*5]の基本料金を減額します。

なお、J:COM提携電力の取り扱いについては、KDDIホームページ（https://disaster.kddi.com/）をご確認ください。

[*1] J:COMが提供するケーブルテレビサービス、ケーブルインターネットサービス、ケーブル電話サービスがご利用できなかった期間は、日割りで減額精算します。
[*2] 口座振替・クレジットカードによるお支払いをご指定のお客さまについては、自動的に口座引落しとなることから対象外とさせていただきます。
[*3] iPhoneの修理・交換等費用軽減は対象外です。
[*4] 契約者住所または請求書送付先住所が災害救助法適用地域内に所在しているお客さまが対象となります。
[*5] 「J:COMでんき 家庭用コース」「J:COMでんき 共用部コース」「J:COM 電力 家庭用コース」「J:COM 電力 共用部コース」「J:COM 電力 マンション一括コース」がご利用できなかった期間は、電気使用量等を元に確認させていただき、日割りで減額精算します。

＜J:COMをご利用のお客さまからのお問い合わせ先＞

J:COMカスタマーセンター 0120-999-000（年中無休、9:00～18:00）